エレベータによる液化ガス運搬時のルールについて

平成25年12月1日より標記運搬時のルールを以下のとおりと させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●エレベータによる液化ガス運搬のルール

- 1 使用するエレベータは業務用のみとする(※)。
- 2 運搬者は原則として二人以上とする。
- 3 運搬者の一人が、出発階で液化ガスの容器と立入禁止の看板(別図2)とを乗せ、他の一人が、目的階で左記二つを降ろす。 ※ ケースにより例外あり(別図1参照)。

●参考

(液化ガスが気化すると、体積は600倍以上になります)

酸素濃度	症状
18%	安全の下限界
16%	呼吸・脈拍増加、頭痛、吐き気
12%	めまい、吐き気、筋力低下
10%	中枢神経障害、記憶喪失、嘔吐
8%	失神
6%	即失神、心拍停止、死亡

別図1 (液化ガス運搬に利用できるエレベータ)

8.9号館 平面図 赤色で示すエレベータが寒剤運搬に使用可能 (黄色のエレベータは9号館1階への運搬時のみ使用可能) 8号館 찞 \times \times **IIII** | | |

別図2(液化ガス運搬時の立入禁止の案内看板)

